

事務連絡  
令和7年8月1日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者  
水道用水供給事業者 } 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

### 水道法第40条の2に係る応援職員について

日頃より水道行政及び水道事業の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）が令和7年6月4日に公布され、同年7月1日から施行されているところです。

このうち、改正水道法第40条の2第3項の規定について、下記のとおり周知いたしますので、適切な運用に努められるようお願いいたします。

各都道府県においては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

### 記

改正水道法第40条の2第3項の都道府県知事及び市町村長に関する規定は、地方自治法第292条により、地方公共団体の組合の長に準用されると解する。

このため、一部事務組合及び広域連合から派遣される応援職員についても、水道法第40条の2第1項の規定による土地への立ち入り、給水装置の操作を行うことができる。

なお、地方自治法第292条の解釈については、法律や条文ごとに判断される旨ご留意いただきたい。

#### 【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

担当 草川、渡部

TEL : 代表 03-5253-8111（内線 34-402、34-411）

直通 03-5253-8819

E-mail : [hqt-suidougijutsu@ki.mlit.go.jp](mailto:hqt-suidougijutsu@ki.mlit.go.jp)

## 【参考】水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）

（災害時の給水装置の操作）

第四十条の二 水道事業者は、災害により損傷した水道の機能を回復するため緊急に配水管の調査及び復旧を行う必要があると認めるときは、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地に立ち入り、給水装置を操作させることができる。

2 前項の規定により給水装置の操作に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 前二項の規定は、災害対策基本法第六十七条第一項、第七十二条第二項、第七十四条の二第二項若しくは第七十四条の三第四項の規定による要求に応じ災害応急対策（同法第五十条第一項に規定する災害応急対策をいい、第一項の水道事業者の実施するものに限る。以下この項において同じ。）に係る応援をする市町村長、同法第六十八条、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項若しくは第七十四条の三第二項若しくは第三項の規定による要求に応じ災害応急対策に係る応援をする都道府県知事、同法第七十二条第一項の規定による指示に従い応急措置（同法第六十二条第一項に規定する応急措置をいい、第一項の水道事業者の実施するものに限る。以下この項において同じ。）に係る応援をする市町村長、同法第七十四条の四第一項の規定による要求に応じ災害応急対策に係る応援をする指定行政機関の長（同法第二条第九号に規定する指定行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）若しくは指定地方行政機関（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。以下この項において同じ。）の長、同法第七十四条の四第二項の規定により災害応急対策に係る応援をする指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は同法第七十七条第一項の規定により応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために必要な施策を講ずる指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長について準用する。